

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023 年 9 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」です。

第 14 講 「ポータビリティ③離転職に伴うポータビリティ（自動移換）」 （確定拠出年金法第 83 条 ほか）

第 12 講、第 13 講でみたように、離転職時の個人別管理資産の移換は原則として個人別管理資産を有する者の申出により行われますが、何らかの移換の申出を行うべき場合であるのに申出を行わないときには、所定のルールに基づいて個人別管理資産の移換が行われます。このように、自動的に行われる個人別管理資産の移換のことを、一般に「自動移換」といいます。自動移換に関する規定としては、確定拠出年金法第 80 条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）、第 83 条（その他の者の個人別管理資産の移換）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 80 条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換）

第 1 項 （略）

第 2 項 （略）甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合であって、乙企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお乙企業型年金に個人別管理資産があるときは、乙企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

第 3 項以下 （略）

確定拠出年金法第 83 条（その他の者の個人別管理資産の移換）

第 1 項 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者（略）の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

第 1 号 当該企業型年金の企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に（略）移換されなかったもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者（略）を除く。）

第 2 項以下 （略）

確定拠出年金法施行規則第 65 条（資格喪失者が個人型年金加入者等である場合の個人別管理資産の移換の手続等）

第 1 項～第 2 項（略）

第 3 項 （略）資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であることが判明した場合（略）資産管理機関は、速やかに、法第 83 条第 1 項の規定による個人別管理資産の移換（略）を行うものとする。

確定拠出年金法施行規則第 66 条（法第 83 条第 1 項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等）

第 1 項 （略）

第 2 項 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により個人別管理資産の移換を行った者があるときは、速やかに、当該資格喪失者の（略）事項を個人型特定運営管理機関に通知するものとする。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 80 条第 2 項は、企業型年金への自動移換に関する規定です。具体的には、企業型年金加入者の資格を喪失した者が、他の企業型年金の加入者となった場合であって、元の企業型年金の加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 か月を経過してもなお、個人別管理資産が元の企業型年金にあるときは、個人別管理資産が元の企業型年金の資産管理機関から新たに加入者となった企業型年金の資産管理機関に自動移換されます。ただし、元の企業型年金に障害給付金の受給権があるときは元の企業型年金の運用指図者となるため、自動移換は行われません。

次に確定拠出年金法第 83 条を見てみましょう。第 83 条は、企業型年金加入者の資格を喪失した者が、加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 か月を経過した時点で、申出による移換等、企業型年金への自動移換のいずれも行われていない場合の自動移換に関する規定です。この場合、第 83 条の条文上は、国民年金基金連合会に自動移換されると記載されているのですが、ここでの国民年金基金連合会は企業型年金の資産管理機関に対応する移換先として記載されている点には留意が必要です。つまり、第 83 条の移換先である国民年金基金連合会には、いわゆる「連合会移換」と個人型年金への自動移換が含まれています。この点については、確定拠出年金法施行規則第 65 条、第 66 条に詳しく定められています。

確定拠出年金法施行規則第 65 条は、企業型年金加入者の資格を喪失した者が、個人型年金の加入者又は運用指図者になっている場合の自動移換に関する規定です。この場合、第 3 項により、企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して 6 か月を経過しても、個人別管理資産が元の企業型年金にあるときは、個人別管理資産が元の企業型年金の資産管理機関から個人型年金に移換されます。なお、第 1 項により、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者になっているか否かを確認するのは、元の企業型年金の記録関連運営管理機関です。

確定拠出年金法施行規則第 66 条は、いわゆる連合会移換に関する規定です。企業型年金加入者の資格を喪失した者が、資格を喪失した日が属する月の翌月から 6 か月以内に、申出による移換等、企業型年金または個人型年金への自動移換のいずれも行われなない場合は、元の企業型年金の資産管理機関から国民年金基金連合会に移換されます。この場合は、第 3 項により、特定運営管理機関が記録の管理を行うこととなり、運用指図ができないまま、管理手数料が控除される状態となります（連合会移換者）。

なお、連合会移換者は、給付に関する規定の一部については「個人型年金加入者であった者」とみなすこととされていますが、その他には連合会移換者に関するみなし規定はありません（確定拠出年金法 73 条の 2）。このことから、連合会移換者である期間は、個人型年金加入者にも個人型年金運用指図者にも該当しないため運用指図ができないこと、老齢給付金の支給開始年齢を判定する際に用いる通算加入者等期間に該当しないことが導けます。

また、連合会移換者が、その後、企業型年金加入者となった場合には、個人別管理資産が企業型年金に自動的に移換されます（確定拠出年金法第 80 条第 3 項）。一方、連合会移換者が、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となった場合の自動移換については、先にみたように、条文上は、連合会移換者も個人型年金加入者・運用指図者も国民年金基金連合会に個人別管理資産があるため、法律上の移換は行われません。ただし、国民年金基金連合会のホームページ等では、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となった者が連合会移換者であることが確認できた場合には、個人型年金に個人別管理資産が移換される旨が記載されています。この個人型年金への移換によって、特定運営管理機関から通常の運営管理機関に切り替わり、運用指図ができるようになるということです。

このように、自動移換に関する規定は各所に分かれて定められているため、全体像が分かりにくくなっていますが、基本的には、なるべく連合会移換者を減らし、運用指図が行える状態を確保できるように移換されることを念頭に置いて理解すると良いでしょう。なお法令解釈では、企業型年金加入者資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して 6 か月以内に移換の申出を行わない場合には、①他の企業型年金の加入者になっている場合は当該企業型年金、②個人型年金加入者または個人型年金運用指図者となっている場合は個人型年金、③国民年金基金連合会（特定運営管理機関）の順に自動移換先が決まる旨記載されています。

今回は、「ポータビリティ④制度移行に伴うポータビリティ」です。
※記載内容は 2023 年 9 月 1 日現在の法令に基づくものです。